

令和7年5月13日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年5月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 本日は、現委員数24名中24名の御出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 どうもおはようございます。  
それでは、ただいまより5月の農業委員会総会を開催いたします。  
まず第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの審議番号6番までの6件です。  
2ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号7番から4ページの審議番号14番までの8件です。  
5ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、審議番号15番から審議番号16番までの2件です。  
西部地域、審議番号17番の1件です。  
なお、2ページ、審議番号7番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも、不許可の例外として農地を取得できるとされており、この案件では、社会医療法人\*\*\*\*が社会福祉施設の支援事業用地として取得するものです。  
また、5ページ、審議番号15番、16番の案件につきましては、申請人が一般法人になりますので、解除条件付での使用貸借契約を行うものとなっております。  
以上、審議番号1番から審議番号17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項及び第3項各号の審査基準において審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案の審議番号1番、2番、12番、14番、15番、16番及び17番は、新規就農案件及び新規農地取得の案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員よりの報告をお願いいたします。

委員 審議番号1番、2番の案件につきまして、4月24日に申請人の\*\*\*\*氏、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、山川町の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は55歳です。申請人は、申請地から車で35分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人と両親で行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。\*\*氏の農業経験はありませんが、両親や周辺の農家の方々に教わりながら耕作していくとのことです。農機具については、草刈り機、三本くわ、平くわ、二輪車、ポリタンクを所有しています。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えております。また、ヒアリングの結果について、4月28日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号12番の案件につきまして、4月25日に申請人、\*\*\*\*氏、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、宮ノ陣町八丁島の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は28歳です。申請人は、今回の申請地の東側に新居を建築する予定となっております。農作業は申請人本人と妻で行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。\*\*氏の農業経験はありませんが、農業従事者の友人に相談しながら耕作するとのことです。農機具については、スコップ、くわを導入する予定です。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考え

えられます。また、ヒアリング結果について、4月30日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号14番の案件につきまして、4月15日に、申請人、\*\*\*\*氏、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、三潴町福光の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は61歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩1分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。営農計画は、タマネギ、豆を作付する計画となっております。\*\*氏は、農業経験が10年以上あり、近所の農業者から、管理などについて指導を受けながら、農地の管理をやっていききたいとお考えをお持ちです。農機具については、スコップを購入する予定となっております。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、4月30日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号15番、16番の案件につきまして、4月23日に申請人の株式会社\*\*\*\*代表取締役、\*\*\*\*氏、\*\*副会長、\*\*副会長、\*\*推進委員、\*\*推進委員、事務局職員、私、\*\*においてヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の株式会社\*\*\*\*は、今回、草野町吉木、田主丸町竹野の農地を使用貸借にて借り受けて農業を始める予定です。新規就農になります。貸借期間は、令和13年までの6年間です。本社を北海道旭川市に置き活動しておりますが、代表取締役であり主な耕作者である\*\*\*\*氏は、現在、朝倉市片延にお住まいです。今回の使用貸借権の設定は、近年多発する自然災害による営農リスクを分散する目的で、ほかの自治体での耕作に加え、久留米市でも耕作を行うために農地を確保するものです。申請人は、今回の申請地から車で20分のところに自宅があります。農作業は、同社の代表取締役ほか、役員で行う予定です。営農計画は、薬用作物（麻）を作付する計画となっております。農機具については、耕うん機、トラクター、軽トラッ

ク、ショベルを所有しており、耕うん機、トラクター、軽トラックを借用する予定です。出荷については、種子等を収穫し、インターネットで販売並びに契約先へ販売する予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めると考えております。また、ヒアリング結果について、4月28日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号17番の案件につきまして、4月14日に、申請人、\*\*\*\*氏と、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、三潴町西牟田の農地を、使用貸借にて借り受けて農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は27歳です。申請人は、今回の申請地の隣に自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。営農計画は、草花のカラーを作付する計画となっております。\*\*氏の農業経験は3年あり、祖父母から管理などについて指導を受けながら、農地の管理をやっていきたいとお考えをお持ちです。農機具については、トラクター、軽トラック、管理機を借用する予定となっております。出荷については、農協に出荷する予定となっております。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、4月30日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**議 長** 誠にありがとうございました。

それでは、報告終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようでございますので、ただいまより採決に入ります。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番及び2番は第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号1番及び3番との関連のある案件でございますので、第3号議案と一括して議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。  
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、2番の2件です。  
1番、申請地、上津町、畑、2筆、計110㎡。  
申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。変更内容は、事業者を\*\*氏から株式会社\*\*\*\*へ、転用目的を資材置き場から特定建築条件付売買予定地（3区画）へ、転用面積を85㎡から285.99㎡に変更するものです。こちらにつきましては、昭和51年2月28日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1。第3号議案、1番と関連案件となります。  
2番、申請地、三瀨町草場、畑、1筆、400㎡。  
申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。変更内容は、事業者を\*\*氏から株式会社\*\*\*\*へ、転用目的を住宅・倉庫から特定建築条件付売買予定地（5区画）へ、転用面積を400㎡から2,052㎡に変更するものです。こちらにつきましては、昭和45年7月27日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは2。第3号議案、3番と関連案件となります。  
7ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番から8ページ4番までの4件です。  
1番、申請地、上津町、畑、4筆、計285.99㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（3区画）として利用するものです。第2号議案、1番と関連案件となります。

2番、申請地、高良内町、田、畑、2筆、計110㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、三潯町草場、田、畑、3筆、計2,052㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。農地区分は第2種農地と第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第2号議案、2番と関連案件となります。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、三潯町玉満、田、1筆、1,906㎡。

申請理由、申請地を取得して、倉庫兼作業所を建築するものです。なお、審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議長** 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会より報告をお願いします。

**委員** それでは、西部審査会の審査結果について報告いたします。

審議番号1番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（3区画）として利用するものです。申請地は、祐誠高等学校から南西へ約780mのところの位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、新設される道路側溝から南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック、L型擁壁及び練積み擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工済のため、始末書付の申請となっています。申請地は、祐誠高等学校から北東へ約800mのところの位置しております。農地区分につきまし

ては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜枒を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管に接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号3番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。申請地は、三瀨高等学校から北東へ約1.2kmのところの位置しております。農地区分につきましては、第1種農地と第2種農地が混在しておりまして、東側の1筆につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。西側の2筆につきましては、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地で、第1種農地に該当いたしますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枒を経由して、新設される道路側溝から西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、倉庫兼作業所を建築するものです。申請地は、犬塚小学校から西へ約370mのところの位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する側溝から溜枒を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及び重力式擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、4件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして、ただいまから採決をいたします。  
なお、採決に当たりましては、第2号議案と第3号議案に分けて採決をいたします。それでは、第2号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案に賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号3番につきましては、許可相当として、県の農業会議への意見聴取をいたします。  
それでは、続きまして、第4号議案の非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 9ページをお願いいたします。  
第4号議案、非農地証明について。  
非農地証明願が提出されたので、付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、三瀨町生岩、田、3筆、計509㎡。現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは7。  
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、ただいまより採決をいたします。  
第4号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。  
第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。  
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので付議いたします。

1、内容。

第1区、1番から11ページ6番までの6件です。

続きまして、第2区、7番1件です。

12ページをお願いいたします。

第3区、8番から11番までの4件です。

13ページをお願いいたします。

第4区、12番から14番までの3件です。なお、審議番号12番及び13番につきましては、法人の構成員としての取得となっておりますので、譲受人の営農状況につきましては、法人の営農状況を記載しております。

2、意見（案）。

各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、採決をいたします。第5号議案について賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

それでは、引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第3号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について。

報告第5号、農地転用計画変更承認申請による承認の取消願について。

報告第6号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。

報告第7号、職員の任免について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑なしのようでございますので、報告第1号から報告第7号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、1番、今村東委員、14番、田中文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。